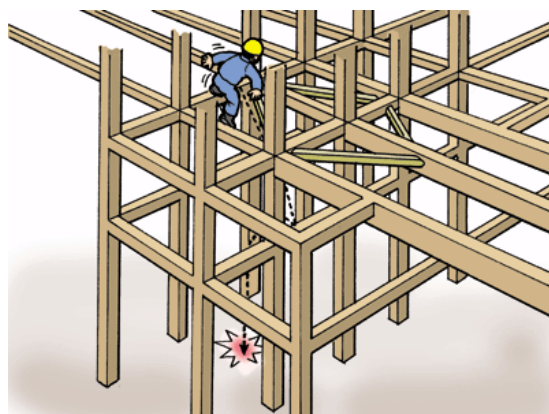


木造建築工事現場で墨出し作業中に墜落

この災害は、木造3階建の建築工事現場で発生したものである。

災害発生当日の作業は、2日前に棟上げが終了した住宅の3階の梁と柱の接合部に取付ける火打(ひうち)金具の取付けで、被災者は作業員3名(1名は他社の左官工)とともに、朝に社長から指示を受け午前8時頃から作業を開始した。



被災者は、作業を開始して、まず前日までに取付けを火打(ひうち)金具のボルトの締め忘れがないかを確認するため、梁に掛け渡していた型枠パネルを取外して移動はしごを用いて順次点検を行った。

次いで、3階の火打(ひうち)材の取付けを行おうとしたが、ボルト締め穴(現場に搬入する前に梁にあけられた穴)の位置が異なっていたので、型枠パネルを取外して梁の上でボルト穴をあける前作業として墨出し作業を開始したが、そのときにバランスをくずして梁の間から約6.2m下の1階コンクリート床に墜落し死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 墜落落下防止措置を行っていなかったこと

被災者がボルト穴の墨出し作業のため載っていた3階床受けの梁は、幅が105mmのもので、作業用足場としては極めて不安定なものであった。

しかし、被災者は、命綱の使用など墜落防止措置を行っていなかった。

2 安全対策についての指示を行っていなかったこと

被災者の所属する会社は大工工事を専門とするところであるが、社長は当日の作業内容の指示を行うときに「ヘルメットを着用するように」という程度の指示だけで、墜落防止措置などの安全対策についての指示は行わなかった。

3 作業手順が定められていなかったこと

火打(ひうち)金具の取付け、あるいは点検の作業を行うときには、梁の上の敷いてある型枠パネルを取外す必要があり、その場合には命綱の使用などの手順が定められていなければならないのに、それが定められていなかった。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要と考えられる。

1 墜落防止措置を講ずること

木造建築工事においては、十分な墜落防止措置をせずに安易に作業を行う例が少なくないが、原則としては各階の梁を取付けたときに安全ネットや型枠パネルを敷くことにより墜落を防止することである。

しかし、この作業のように、一時的に型枠パネルを取外す必要があるときには、命綱の使用などを徹底することが重要である。

2 組立て作業の手順を定めること

木造建築工事においても組立図に基づいて行うのが原則であるが、組立部材の寸法違いなどを組立てた後に行うのではなく、あらかじめ地上でチェックし、必要な修正を行うことなどの手順を定めることが必要である。

また、墜落防止措置についても、一時的な作業を含め、あらかじめ手順を定めておくことが必要である。

3 安全管理を行うこと

事業者は、作業員に対し労働災害防止のための教育を必ず行うことが必要である。

また、作業開始前に、その日の作業における危険性とその対策について具体的に指示することが必要である。